

伊予市中小企業制度資金 利子補給申請のご案内

商工会議所では、伊予市中小企業制度資金利子補給制度の補助金を受けて、中小企業経営の安定と近代化を図るため、国または県の制度資金を、日本政策金融公庫もしくは伊予市内の金融機関から借り入れた場合、その借入金の支払い利子の10分の2を利子補給します。

利子補給制度の補助金限度額を超えた場合は、調整させていただくことがあります。

利子補給申請書受付期間

令和5年1月4日(水)～令和5年1月16日(月) 厳守

上記受付期間内に申請のない場合は、手続きされないものとして処理致しますのでお早めにお手続き下さい。

対象者

【下記の要件をすべて満たしている方が対象となります。】

伊予市内において中小企業を営み、個人にあっては現住所を、法人にあっては本社(伊予市内に経営上の主軸となる事務所等を有し、本市に法人市民税を納付していること)を市内に有する方で、利子補給費補助金の交付決定時まで事業を継続している方

伊予商工会議所会員の方

市税を完納している方

確認資料として、市税完納証明書をご提出いただきます。



市税完納証明書の取得について

法人の方は会社、個人事業の方は代表者個人の市税完納証明書を伊予市税務課で申請し、取得して下さい。上記「利子補給申請書受付期間」開始日以後に取得したものをご提出ください。

1申請者につき、1通を取得し、原本を提出して下さい。

直近の納付すべき市税について、納付日当日(口座引落日)や納付期限以降に納付した場合は、窓口で確認がとれないことがありますので、この場合は以下のいずれかにより取得してください。

1月10日(火)までに、前もって市税完納証明書を取得してください。

窓口へ納付済領収書を提出するなどして取得してください。

取得しようとした日に窓口で取得できなかった場合は、上記受付期間以降でも市税完納証明書のみであれば受領できますので、1月23日(月)までに取得しご提出ください。

【申請時に必要なもの】

窓口に行かれる方の本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証など)

印鑑(法人の場合は社印と窓口に行かれる方の印鑑)

本人又は同一世帯の親族以外の方が申請される場合は、本人の直筆で押印のある委任状

交付手数料1通につき300円

手続きについて

申請書等の関係書類は、商工会議所窓口にお越しいただくか、伊予商工会議所ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。(<http://www.iyocci.jp/finance/rishi-hokyu/>)

詳細は、伊予商工会議所 (担当: 宇都宮・白川・篠崎) までお問い合わせください。

〒799-3111 伊予市下吾川 1512-6 TEL: 982-0334 FAX: 983-2227 E-mail: info@iyocci.jp

(裏面も必ずご覧ください)

【伊予市中小企業制度資金 利子補給申請に係る対象条件等】

項 目	対 象 条 件 等
利子補給の対象となる制度資金	<p>日本政策金融公庫融資制度資金</p> <p style="color: red;">新型コロナウイルス感染症対策資金を除く。</p> <p>愛媛県の中小企業融資制度資金（伊予市内の金融機関からの借入に限る。）</p> <p>一部該当しない制度資金あり</p> <p>小口連携保証トライアングル・メンバービジネスローン・伊予市中小企業振興資金は除く。</p> <p style="color: red;">新型コロナウイルス感染症対策資金のうち、国・県・市等から利子補給を受ける借入は除く。</p> <p>中小企業を經營しようとする個人又は法人が、創業前（借入後6ヶ月以内に開業していること）又は創業後6か月以内に借り入れた上記 及び の制度資金</p>
利子補給の対象期間と限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年4月1日以降に借り入れた、対象となる制度資金のうち、当初借入額が、1人又は1事業所につき、総額3,000万円までが限度額となり利子補給の対象となる。 ・借入金を完済又は借換した場合には、その後、新たに借入を行った対象資金の3,000万円以内が限度額となり利子補給の対象となる。 ・ただし、平成27年4月1日以降に借り入れた制度資金（借換の場合も含む）については、借入日から5年間で利子補給の対象となることから、平成27年4月1日から平成28年12月31日の間に借り入れた制度資金（借換の場合も含む）については、対象外となる。 <p>※利子補給の対象期間が異なるのは、平成27年4月1日から「伊予市中小企業制度資金利子補給費の補助に関する条例」が改正されたため。</p>
対象となる支払利息	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年1月1日から令和4年12月31日の間に支払った利息 <p>ただし、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの借入については、令和4年1月1日から、融資実行日から5年後の前日までの間に支払った利息が対象となる。</p>

